

東北地方太平洋沖地震被災者の皆様へ

青森県社会福祉協議会では、このたびの震災で被害を受けられた世帯のために、当座の資金をお貸しします。

ご相談、お申込みは、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会で受付しております。

お住まいの地域の[青森県内市町村社会福祉協議会連絡先](#)はこちら

-
- 資 金 名 生活福祉資金（緊急小口資金）
- 対 象 者 ① 青森県内に住所を有する被災された世帯で、当面の費用を必要とする世帯
② 他の都道府県から青森県へ避難した世帯のうち、今後当分の間（1ヶ月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる世帯で、当面の費用を必要とする世帯
- 貸 付 額 10万円以内
但し、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内
① 世帯員の中に死亡者がいるとき
② 世帯員に要介護者がいるとき
③ 世帯員が4人以上いるとき
④ その他、重傷者や妊産婦、学齢児童がいる世帯で、社会福祉協議会会長が認めるとき
- 連帯保証人 この貸付の連帯保証人は不要です
- 貸 付 利 率 この貸付の貸付利率は無利子です
- 償 還 この貸付の償還については次のとおりです
- 据 置 期 間 貸付の日から1年以内
- 償 還 期 間 据置期間経過後の2年以内
- 償 還 方 法 月賦償還
- お 願 い
- ① 市町村社協にご相談になる際は、事前に電話連絡等をお願いします
- ② 可能な限り次の書類をご用意ください
- ・世帯全員の住民票
 - ・借用書に使う登録印鑑と登録印鑑証
 - ・罹災証明書
 - ・運転免許証や健康保険証など本人が確認できるもの
 - ・貸付金の送金先の口座の預金通帳
- ※ これらの書類等をすぐにご用意できない場合は後日でかまいません

.....

お住まいの地域の[青森県内市町村社会福祉協議会連絡先](#)はこちら